平成２３年（フ）第６６６号
宮城県名取市増田３丁目９番53―302号　クレセント名取
債務者　佐藤　淳一
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６９０号
仙台市太白区郡山字谷地田東20番地の７　アルファコートG102
債務者　國分　伸幸
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６９１号
仙台市太白区郡山字谷地田東20番地の７　アルファコートG102
債務者　國分　美知
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
茨城県桜川市真壁町長岡436番地５
債務者　塩谷　広志
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２５８号
茨城県猿島郡境町2153番地41
債務者　柴崎　治男
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２６４号
茨城県常総市鴻野山960番地３　コーポこうの鳥Ａ―201、前住所茨城県常総市大沢1944番地19
債務者　三上　久和
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２６８号
茨城県結城郡八千代町大字平塚3450番地１
債務者　吉田　繁勇
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３６１号
金沢市畝田東３丁目８番地　ディアコート102号、従前の住所金沢市福久東１丁目78番地、従前々の住所金沢市三池新町14番地14
債務者　倉辺　正志
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３７６号
金沢市山科町ツ47番地54
債務者　山内　利男
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４１３号
金沢市千木町ヘ33番地１　医療法人社団浅ノ川千木病院、住民票上の住所石川県白山市美川和波町カ228番地１
債務者　米田　久子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８２号
三重県松阪市鎌田町38番地２、前住所三重県松阪市駅部田町353番地１
債務者　高松　弘樹
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２７９号
兵庫県姫路市南条２丁目51番地
債務者　由本ヒトミ
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３０２号
兵庫県姫路市飾磨区今在家４丁目85番地１プレステージ姫路西飾磨Ⅱ603、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区加茂198番地１ネオハイツ姫路408
債務者　綱澤　照代
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３０４号
兵庫県姫路市飾磨区細江473番地６
債務者　白子　勝之
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３０５号
兵庫県姫路市飾磨区細江473番地６
債務者　白子　美鶴
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３６１号
兵庫県姫路市北平野台町１番13号
債務者　山本　　睦
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４３６号
兵庫県姫路市白浜町寺家２丁目101番地２
債務者　綱澤　勇真
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部